

理事の職務権限規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）の定款第30条に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、専務理事の職務に属する業務を除き、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を総括するとともに、理事長を補佐し、理事会が決める担当業務を分担処理する。
- (2) 毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(事務処理における決裁権)

第6条 この法人の事務処理における理事の決裁権については、処務規則において定める。

第3章 補則

(改廃)

第7条 この規則を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、理事の職務権限に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年3月27日理事会決議)